平成２３年（フ）第１７１１号
横浜市保土ケ谷区西久保町１番地４　西久保町公園ハイツ２号棟910号室、開始決定時の住所横浜市港北区小机町380番地10　エクセルマンションマロニエ206
破産者　斎藤　眞一
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号
富山市婦中町下坂倉69番地３、開始決定時の住所富山市向新庄1372番地４
破産者　酒井　鉄夫
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２１号
神戸市西区二ツ屋２丁目10番５号、旧住所神戸市西区玉津町小山561番地の65
破産者　岡脇　明美
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市大工町頭32番地１
破産者　村田　　泉
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２２号
北九州市小倉北区堺町２丁目１番17―408号
破産者　中村　拓哉
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５３号
宮崎県延岡市長浜町２丁目2023番地６　サントピクトワールⅡ２、開始決定時の住所宮崎県延岡市出口町９番地２
破産者　吉田　孝則
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４１号
宮崎市中津瀬町18番地
破産者　森園　恵子
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4895番地８
破産者　品川　佐一
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７４２２号
大阪府吹田市内本町３丁目21番６号
破産者　有限会社アーチザン
1　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
2　一般調査期日　平成24年８月23日午後３時30分
平成24年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６号
埼玉県朝霞市三原１丁目18番40号
破産者　柴山　裕夫
1　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
2　一般調査期日　平成24年９月10日午前10時30分
平成24年６月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
神戸市西区玉津町新方406番地の１
破産者　山本　修一
1　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
2　一般調査期日　平成24年10月２日午前11時
平成24年６月12日
神戸地方裁判所明石支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第８４８４号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番31号
破産者　株式会社ミルクリークホームズ
1　期日　平成24年８月２日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８号
愛知県豊田市川面町土平45番地
破産者　松清建材こと　松井　清人
1　期日　平成24年９月24日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月12日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
宮崎県日南市南郷町西町１番地96
破産者　柏原　宏実
1　期日　平成24年８月27日午後４時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年６月12日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１８６号
北海道室蘭市八丁平２丁目８番14号
破産者　田渕　信幸
異議申述期間　平成24年７月23日まで
平成24年６月12日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
石川県鹿島郡中能登町久乃木参部３番地
破産者　有限会社滝口織物
異議申述期間　平成24年８月６日まで
平成24年６月12日　金沢地方裁判所七尾支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第４４２６号
東京都文京区白山４丁目34―12―604
破産者　竹内　良三
審尋期日　平成24年９月24日午後２時
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第５９号
千葉県松戸市日暮２丁目５番地の17パークハイツ八柱３階
再生債務者　株式会社友愛システム
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年６月８日
東京地方裁判所民事第20部